

○野洲市生活環境を守り育てる条例施行規則別表第9の別に定める緑化の面積の算定基準

平成20年10月 1日
告示第165号

1. 用語

- (1) 緑化の面積 植被面積及び緑地面積の和で表される面積をいう。
- (2) 植被面積 樹木により将来見込まれる樹冠の地表への投影面積で表される面積をいう。
- (3) 緑地面積 生垣、低木の植栽地、花壇及び芝生地により確保される面積をいう。

2. 確保すべき緑化の面積

野洲市生活環境を守り育てる条例施行規則(平成20年野洲市規則第17号)別表第9(以下「規則別表第9」という。)に定める緑化の面積は、次の式により求める。

規則別表第9に定める緑化の面積(㎡) ≤ 植被面積(㎡) + 緑地面積(㎡)

- (1) 植被面積は、樹木の樹冠投影面積で求め、算定は表1のとおりとする。
- (2) 緑化の面積のうち植被面積の割合は、50%以上の値とすること。
- (3) 緑地面積は、植栽地の実面積とし、縁石、レンガ、その他の構造物がある場合はこれらを含む面積とする。
- (4) 屋上、テラスその他建築物上に設けられた植栽等についても、その面積を緑地面積に算定するものとする。
- (5) 屋内に設置された植栽等については、その面積を緑地面積に算定するものとするが、専ら販売を目的としたものは算定しない。
- (6) 芝生地は一団として10㎡以上をもって、緑地面積に算定する。ただし駐車場、調整池その他公益施設と共用するときは、緑地面積に算定するのは一団として100㎡以内とする。
- (7) 樹木林又は単木及び低木等の植栽地が重なる場合は、樹木林又は単木の植被面積と低木等の植栽地の緑地面積を合計するものとする。
- (8) 野洲市生活環境を守り育てる条例53条第3項の規定により緑化を行った者の敷地の面積が増加したときは、増加したあとの面積において確保すべき緑化の面積が、施行規則別表第9に規定する植栽率に適合するよう努めなければならない。

3. 植被面積の算定

表1. 主な樹種の植被面積

1本当たりの植被面積 (成木時の標準)	植栽時の条件			主な樹種(中高木)	
	樹高	幹周	枝張		
40㎡	2. 5m 以上	0. 15m 以上	0. 8m 以上	クスノキ ヒマラヤシーダー ムクノキ メタセコイヤ	カシ ケヤキ イチョウ ニセアカシア
20㎡	1. 5m 以上	0. 1m 以上	0. 5m 以上	ヤマモモ トウカエデ ソメイヨシノ ポプラ モクレン ウメ	マテバシイ ヤナギ クロガネモチ ハナミズキ モミジ
7㎡	0. 5m 以上	—	0. 3m 以上	モクセイ サンゴジュ	ツバキ カイズカイブキ

※本表にない樹種については、類似のもので植被面積を計算する。

4. 緑地面積の算定方法

表2. 緑地面積の算定方法

区 分	面積の算定方法	摘 要
低木植栽地	・緑地面積は植栽地の実面積とする。	・緑地面積は矩形に分けて計算する。
生垣	・緑地面積は植栽地の実面積とする。	

花壇	・緑地面積は花壇の実面積とする。	
	・植被面積は計算しない。	
芝生地	・緑地面積は芝生地の実面積とする。 ・植被面積は計算しない。	・一団で 10m^2 以上をもって緑地と見なす。ただし駐車場、調整池その他公益施設と共用するときは、緑地面積に算定するのは一団とし 100m^2 以内とする。

5. 緑化の面積の具体的な求め方

(1) 樹木の植被面積による緑化の面積

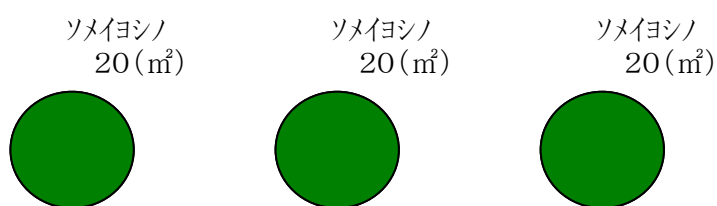
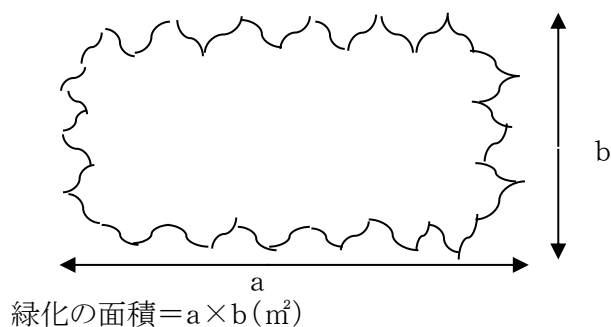
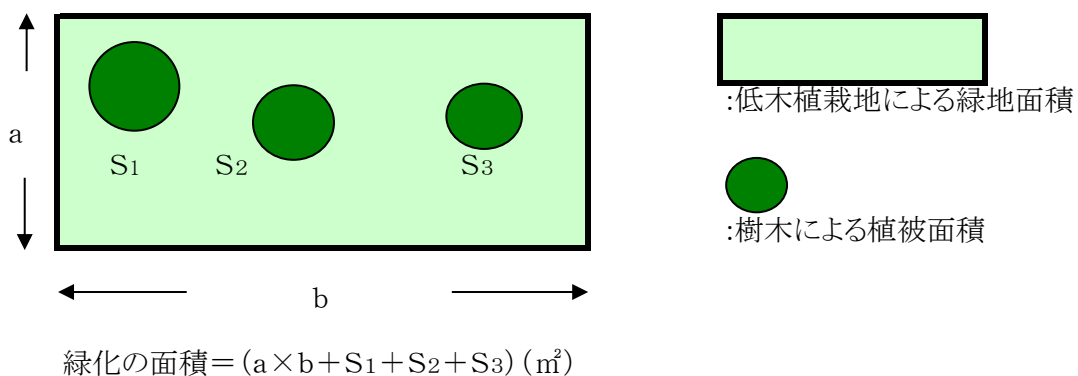


表1の基準より算定
 緑化の面積 $= 20\text{m}^2 \times 3 = 60(\text{m}^2)$

(2) 生垣の緑化の面積



(3) 樹木林又は単木の植被面積及び低木植栽地の緑地面積の合計



6. 告示の施行

この告示は、平成20年10月1日から施行する。